

横浜市瀬谷区総合庁舎及びニッ橋公園整備事業
入札説明書等変更対照表【再公告】

平成 20 年 4 月 22 日

横浜市

横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業／入札説明書等【再公告版】第1回変更対照表

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後						
入札説明書		1	1							入札説明書の位置付け	<p>本事業の基本的な考え方については、平成18年12月8日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等の一部について、実施方針に関する質問回答書及び意見等回答書、特定事業の選定、要求水準書(案)及び要求水準書(案)に関する質問回答書及び意見等回答書等を必要に応じて反映している(以下、「入札説明書に先行して市が公表した書類」という。以下、同じ。)、入札参加者は本説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。</p> <p>また、附属資料の1「要求水準書」、2「落札者決定基準」、3「様式集」及び「基本協定書(案)」及び「特定事業仮契約書(案)」は、本説明書と一体のもの(以下「入札説明書等」という。)である。</p> <p><u>入札説明書等と入札説明書に先行して市が公表した書類に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書に先行して市が公表した書類によるものとする。</u></p>	<p>本事業の基本的な考え方については、平成18年12月8日に公表した実施方針及び平成19年5月8日の入札公告の入札説明書等と同様であるが、本事業の条件等の一部について、実施方針及び入札公告に関する質問回答等を必要に応じて反映している(以下、「入札説明書に先行して市が公表した書類」という。以下、同じ。)、入札参加者は再公告の本説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。</p> <p>また、附属資料の1「要求水準書」、2「落札者決定基準」、3「様式集」及び「基本協定書(案)」及び「特定事業仮契約書(案)」は、本説明書と一体のもの(以下「入札説明書等」という。)である。</p>						
入札説明書		8	2	3	(5)					事業スケジュール (追加)	<table border="1"> <tr> <td>(2)</td> <td>建設</td> <td>道路</td> </tr> </table>	(2)	建設	道路	<table border="1"> <tr> <td>(2)</td> <td>建設</td> <td>道路※</td> </tr> </table> <p>※ 道路第一期整備:市道瀬谷229号の新庁舎敷地の前面部分、市道瀬谷299号及び市道瀬谷311号の道路拡幅。 道路第二期整備:市道瀬谷229号の地下駐車場の前面部分の道路拡幅。</p>	(2)	建設	道路※
(2)	建設	道路																
(2)	建設	道路※																
入札説明書		26	5	6						審査委員会事務局	…、横浜市都市整備局公共事業調査室公共事業調査課とする。	…、横浜市共創推進事業本部共創推進課とする。						
要求水準書		3	1	5						事業期間 (追加)	<table border="1"> <tr> <td>建設</td> <td>道路</td> </tr> </table>	建設	道路	<table border="1"> <tr> <td>建設</td> <td>道路※</td> </tr> </table> <p>※ 道路第一期整備:市道瀬谷229号の新庁舎敷地の前面部分、市道瀬谷299号及び市道瀬谷311号の道路拡幅。 道路第二期整備:市道瀬谷229号の地下駐車場の前面部分の道路拡幅。</p>	建設	道路※		
建設	道路																	
建設	道路※																	

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前		変更後									
要求水準書		13	3	2	(1)	①				施設規模等	自転車 60 台(原動付自転車 10 台) 自動二輪車 10 台		自転車 60 台 原動付自転車 10 台									
要求水準書		67	10	1	(2)					地下駐車場等の引渡し書の提出	引渡し書類等は次のとおりである。ただし、庁舎施設(仮使用承認時)に既に引き渡しを完了している部分を限く。		引渡し書類等は次のとおりである。ただし、庁舎施設(仮使用承認時)の引き渡し時に既に引き渡しを完了している部分を限く。									
要求水準書		67	10	1	(3)					引渡し期限	<table border="1"> <tr> <td>施設</td> <td>引渡しの期限</td> </tr> <tr> <td>地下駐車場</td> <td>平成 25 年 31 月末日</td> </tr> </table>		施設	引渡しの期限	地下駐車場	平成 25 年 31 月末日	<table border="1"> <tr> <td>施設</td> <td>引渡しの期限</td> </tr> <tr> <td>地下駐車場</td> <td>平成 25 年 3 月末日</td> </tr> </table>		施設	引渡しの期限	地下駐車場	平成 25 年 3 月末日
施設	引渡しの期限																					
地下駐車場	平成 25 年 31 月末日																					
施設	引渡しの期限																					
地下駐車場	平成 25 年 3 月末日																					
要求水準書	6	14								別紙 6 必要諸室及び仕様(区役所) 区民ホール	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>その他・設備特記事項</td> </tr> <tr> <td>区民ホール</td> <td>将来の利用を見込んで、ガス、水道、排水設備</td> </tr> </table>		名称	その他・設備特記事項	区民ホール	将来の利用を見込んで、ガス、水道、排水設備	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>その他・設備特記事項</td> </tr> <tr> <td>区民ホール</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>		名称	その他・設備特記事項	区民ホール	(削除)
名称	その他・設備特記事項																					
区民ホール	将来の利用を見込んで、ガス、水道、排水設備																					
名称	その他・設備特記事項																					
区民ホール	(削除)																					
要求水準書	6	14								別紙 6 必要諸室及び仕様(区役所) 中央管理室	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>その他・設備特記事項</td> </tr> <tr> <td>中央管理室</td> <td>施錠一括管理(会議室、執務室等全て)</td> </tr> </table>		名称	その他・設備特記事項	中央管理室	施錠一括管理(会議室、執務室等全て)	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>その他・設備特記事項</td> </tr> <tr> <td>中央管理室</td> <td>鍵の管理(会議室、執務室等全て)</td> </tr> </table>		名称	その他・設備特記事項	中央管理室	鍵の管理(会議室、執務室等全て)
名称	その他・設備特記事項																					
中央管理室	施錠一括管理(会議室、執務室等全て)																					
名称	その他・設備特記事項																					
中央管理室	鍵の管理(会議室、執務室等全て)																					

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前		変更後									
											名称	その他特記事項	名称	その他特記事項								
要求水準書	8	1								別紙8 必要諸室及び仕様(消防署) 消防車庫 防火衣収納庫	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>その他特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車庫</td> <td> 駐車車両は11台とし種別は以下の通り(追加) <ul style="list-style-type: none"> 救急車(1.9m×5.4m) 予備救急車(1.35m×3.2m) </td> </tr> <tr> <td>防火衣収納庫</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ミニ消防車(追加) 指揮車(1.65m×4.8m) 広報車(1.65m×4.8m) はしご車(2.35m×10.1m) 司令車(1.65m×4.7m) 危険物連絡車(1.65m×4.5m) 査察車(1.65m×4.5m) 第1消防車(1.9m×5.6m) 第2消防車(1.9m×7.0m) (以下変更なし) </td> </tr> </tbody> </table>	名称	その他特記事項	消防車庫	駐車車両は11台とし種別は以下の通り(追加) <ul style="list-style-type: none"> 救急車(1.9m×5.4m) 予備救急車(1.35m×3.2m) 	防火衣収納庫	<ul style="list-style-type: none"> ミニ消防車(追加) 指揮車(1.65m×4.8m) 広報車(1.65m×4.8m) はしご車(2.35m×10.1m) 司令車(1.65m×4.7m) 危険物連絡車(1.65m×4.5m) 査察車(1.65m×4.5m) 第1消防車(1.9m×5.6m) 第2消防車(1.9m×7.0m) (以下変更なし)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>その他特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防車庫</td> <td> 駐車車両は11台とし種別は以下の通り(長さ×幅×高さ) <ul style="list-style-type: none"> 救急車(5.75m×1.9m×2.47m) 予備救急車(5.75m×1.9m×2.46m) ミニ消防車(3.39m×1.47m×1.99m) 指揮車(5.1m×1.69m×2.62m) 広報車(4.69m×1.69m×2.09m) はしご車(9.96m×2.49m×3.65m) 司令車(4.69m×1.69m×1.64m) 危険物連絡車(4.41m×1.69m×1.69m) 査察車(4.54m×1.69m×1.45m) 第1消防車(5.67m×1.88m×2.7m) 第2消防車(7.0m×2.25m×2.99m) (以下変更なし) </td> </tr> </tbody> </table>	名称	その他特記事項	消防車庫	駐車車両は11台とし種別は以下の通り(長さ×幅×高さ) <ul style="list-style-type: none"> 救急車(5.75m×1.9m×2.47m) 予備救急車(5.75m×1.9m×2.46m) ミニ消防車(3.39m×1.47m×1.99m) 指揮車(5.1m×1.69m×2.62m) 広報車(4.69m×1.69m×2.09m) はしご車(9.96m×2.49m×3.65m) 司令車(4.69m×1.69m×1.64m) 危険物連絡車(4.41m×1.69m×1.69m) 査察車(4.54m×1.69m×1.45m) 第1消防車(5.67m×1.88m×2.7m) 第2消防車(7.0m×2.25m×2.99m) (以下変更なし)
名称	その他特記事項																					
消防車庫	駐車車両は11台とし種別は以下の通り(追加) <ul style="list-style-type: none"> 救急車(1.9m×5.4m) 予備救急車(1.35m×3.2m) 																					
防火衣収納庫	<ul style="list-style-type: none"> ミニ消防車(追加) 指揮車(1.65m×4.8m) 広報車(1.65m×4.8m) はしご車(2.35m×10.1m) 司令車(1.65m×4.7m) 危険物連絡車(1.65m×4.5m) 査察車(1.65m×4.5m) 第1消防車(1.9m×5.6m) 第2消防車(1.9m×7.0m) (以下変更なし)																					
名称	その他特記事項																					
消防車庫	駐車車両は11台とし種別は以下の通り(長さ×幅×高さ) <ul style="list-style-type: none"> 救急車(5.75m×1.9m×2.47m) 予備救急車(5.75m×1.9m×2.46m) ミニ消防車(3.39m×1.47m×1.99m) 指揮車(5.1m×1.69m×2.62m) 広報車(4.69m×1.69m×2.09m) はしご車(9.96m×2.49m×3.65m) 司令車(4.69m×1.69m×1.64m) 危険物連絡車(4.41m×1.69m×1.69m) 査察車(4.54m×1.69m×1.45m) 第1消防車(5.67m×1.88m×2.7m) 第2消防車(7.0m×2.25m×2.99m) (以下変更なし)																					
要求水準書	8	1								別紙8 必要諸室及び仕様(消防署) 訓練室	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>動線・配置計画に関する留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 階高6m程度確保 地域開放による一般市民利用を想定し、職員との動線が交差しないように配慮すること (追加) </td> </tr> </tbody> </table>	名称	動線・配置計画に関する留意事項	訓練室	<ul style="list-style-type: none"> 階高6m程度確保 地域開放による一般市民利用を想定し、職員との動線が交差しないように配慮すること (追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>動線・配置計画に関する留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 階高6m程度確保 地域開放による一般市民利用を想定し、職員との動線が交差しないように配慮すること 器具庫、トレーニングスペースに隣接すること </td> </tr> </tbody> </table>	名称	動線・配置計画に関する留意事項	訓練室	<ul style="list-style-type: none"> 階高6m程度確保 地域開放による一般市民利用を想定し、職員との動線が交差しないように配慮すること 器具庫、トレーニングスペースに隣接すること 		
名称	動線・配置計画に関する留意事項																					
訓練室	<ul style="list-style-type: none"> 階高6m程度確保 地域開放による一般市民利用を想定し、職員との動線が交差しないように配慮すること (追加)																					
名称	動線・配置計画に関する留意事項																					
訓練室	<ul style="list-style-type: none"> 階高6m程度確保 地域開放による一般市民利用を想定し、職員との動線が交差しないように配慮すること 器具庫、トレーニングスペースに隣接すること 																					

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前				変更後													
											名称	使用目的	動線・配置計画に関する留意事項	その他特記事項	名称	使用目的	動線・配置計画に関する留意事項	その他特記事項										
要求水準書	8	3								別紙8 必要諸室及び仕様(消防署)器具庫	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用目的</th> <th>動線・配置計画に関する留意事項</th> <th>その他特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具庫</td> <td>・ 器具、筋カトレーニング室に分ける(追加)</td> <td>・ 訓練室と一体となる部屋とすること(追加)</td> <td>・ 物品保管の棚を設けること(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用目的	動線・配置計画に関する留意事項	その他特記事項	器具庫	・ 器具、筋カトレーニング室に分ける(追加)	・ 訓練室と一体となる部屋とすること(追加)	・ 物品保管の棚を設けること(追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用目的</th> <th>動線・配置計画に関する留意事項</th> <th>その他特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具庫</td> <td>・ 器具庫内は、訓練用具、パイプ椅子等を保管する倉庫スペースと、筋カトレーニング用の器具を設置し、器具を利用した筋カトレーニングができるスペース(筋カトレーニング室)にわけること ・ 更衣ができるようにすること</td> <td>・ 訓練室と一体的に利用できるようにすること ・ 器具庫の扉を閉じているときには、訓練室側から内部を確認できるように窓等を設置し、更衣することを考慮して、カーテン等を設置すること</td> <td>・ 物品保管の棚を設けること ・ 別紙24「庁舎建設基準(消防署編)」の器具庫、筋カトレーニング室を参照すること</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用目的	動線・配置計画に関する留意事項	その他特記事項	器具庫	・ 器具庫内は、訓練用具、パイプ椅子等を保管する倉庫スペースと、筋カトレーニング用の器具を設置し、器具を利用した筋カトレーニングができるスペース(筋カトレーニング室)にわけること ・ 更衣ができるようにすること	・ 訓練室と一体的に利用できるようにすること ・ 器具庫の扉を閉じているときには、訓練室側から内部を確認できるように窓等を設置し、更衣することを考慮して、カーテン等を設置すること	・ 物品保管の棚を設けること ・ 別紙24「庁舎建設基準(消防署編)」の器具庫、筋カトレーニング室を参照すること
名称	使用目的	動線・配置計画に関する留意事項	その他特記事項																									
器具庫	・ 器具、筋カトレーニング室に分ける(追加)	・ 訓練室と一体となる部屋とすること(追加)	・ 物品保管の棚を設けること(追加)																									
名称	使用目的	動線・配置計画に関する留意事項	その他特記事項																									
器具庫	・ 器具庫内は、訓練用具、パイプ椅子等を保管する倉庫スペースと、筋カトレーニング用の器具を設置し、器具を利用した筋カトレーニングができるスペース(筋カトレーニング室)にわけること ・ 更衣ができるようにすること	・ 訓練室と一体的に利用できるようにすること ・ 器具庫の扉を閉じているときには、訓練室側から内部を確認できるように窓等を設置し、更衣することを考慮して、カーテン等を設置すること	・ 物品保管の棚を設けること ・ 別紙24「庁舎建設基準(消防署編)」の器具庫、筋カトレーニング室を参照すること																									
要求水準書	8	3								別紙8 必要諸室及び仕様(消防署)トレーニングスペース	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用目的</th> <th>動線・配置計画に関する留意事項</th> <th>その他特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニングスペース</td> <td>・ 筋カトレーニングをするスペース</td> <td>・ 訓練室と一体とする部屋とし、訓練室側から内部を確認できること 【別紙31 磯子消防署事例写真】参照</td> <td>・ トレーニング機器を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用目的	動線・配置計画に関する留意事項	その他特記事項	トレーニングスペース	・ 筋カトレーニングをするスペース	・ 訓練室と一体とする部屋とし、訓練室側から内部を確認できること 【別紙31 磯子消防署事例写真】参照	・ トレーニング機器を設置する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用目的</th> <th>動線・配置計画に関する留意事項</th> <th>その他特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニングスペース</td> <td>・ 柔軟体操(ストレッチ)や筋カトレーニング、簡易な消防訓練を実施するスペース</td> <td>(削除) 【別紙31 磯子消防署事例写真】参照</td> <td>・ 別紙31「磯子消防署事例写真」にある簡易な筋カトレーニング機器の設置も想定すること</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用目的	動線・配置計画に関する留意事項	その他特記事項	トレーニングスペース	・ 柔軟体操(ストレッチ)や筋カトレーニング、簡易な消防訓練を実施するスペース	(削除) 【別紙31 磯子消防署事例写真】参照	・ 別紙31「磯子消防署事例写真」にある簡易な筋カトレーニング機器の設置も想定すること
名称	使用目的	動線・配置計画に関する留意事項	その他特記事項																									
トレーニングスペース	・ 筋カトレーニングをするスペース	・ 訓練室と一体とする部屋とし、訓練室側から内部を確認できること 【別紙31 磯子消防署事例写真】参照	・ トレーニング機器を設置する。																									
名称	使用目的	動線・配置計画に関する留意事項	その他特記事項																									
トレーニングスペース	・ 柔軟体操(ストレッチ)や筋カトレーニング、簡易な消防訓練を実施するスペース	(削除) 【別紙31 磯子消防署事例写真】参照	・ 別紙31「磯子消防署事例写真」にある簡易な筋カトレーニング機器の設置も想定すること																									

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前			変更後																
											名称	室面積	その他特記事項	名称	室面積	その他特記事項														
要求水準書	8	3								別紙 8 必要諸室及び仕様(消防署) 消防寝室(女子) 救急寝室(女子)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>室面積</th> <th>その他特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防寝室(女子)</td> <td>10</td> <td>・救急寝室(女子)と兼用可</td> </tr> <tr> <td>救急寝室(女子)</td> <td>20</td> <td>・消防寝室(女子)と兼用可</td> </tr> </tbody> </table>	名称	室面積	その他特記事項	消防寝室(女子)	10	・救急寝室(女子)と兼用可	救急寝室(女子)	20	・消防寝室(女子)と兼用可	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>室面積</th> <th>その他特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防寝室(女子)</td> <td>20</td> <td>・救急寝室(女子)と兼用不可</td> </tr> <tr> <td>救急寝室(女子)</td> <td>10</td> <td>・消防寝室(女子)と兼用不可</td> </tr> </tbody> </table>	名称	室面積	その他特記事項	消防寝室(女子)	20	・救急寝室(女子)と兼用不可	救急寝室(女子)	10	・消防寝室(女子)と兼用不可
名称	室面積	その他特記事項																												
消防寝室(女子)	10	・救急寝室(女子)と兼用可																												
救急寝室(女子)	20	・消防寝室(女子)と兼用可																												
名称	室面積	その他特記事項																												
消防寝室(女子)	20	・救急寝室(女子)と兼用不可																												
救急寝室(女子)	10	・消防寝室(女子)と兼用不可																												
要求水準書	18	1								別紙 18 瀬谷区総合庁舎各課動線・ 相関連図 生活衛生課	<table border="1"> <tr> <td>生活衛生課 :10人 (土曜・休日開庁課・場所の色塗り)</td> </tr> </table>	生活衛生課 :10人 (土曜・休日開庁課・場所の色塗り)	<table border="1"> <tr> <td>生活衛生課 :10人 (土曜・休日開庁課・場所の色塗り削除)</td> </tr> </table>	生活衛生課 :10人 (土曜・休日開庁課・場所の色塗り削除)																
生活衛生課 :10人 (土曜・休日開庁課・場所の色塗り)																														
生活衛生課 :10人 (土曜・休日開庁課・場所の色塗り削除)																														
要求水準書	46	6								別紙 46 選定事業者が設置する什器備品一覧 No154 倉庫	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>担当課等</th> <th>部屋等(新庁舎)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>154</td> <td>共用倉庫</td> <td>倉庫</td> </tr> </tbody> </table>	No	担当課等	部屋等(新庁舎)	154	共用倉庫	倉庫	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>担当課等</th> <th>部屋等(新庁舎)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>154</td> <td>共用書庫</td> <td>第1～第4書庫</td> </tr> </tbody> </table>	No	担当課等	部屋等(新庁舎)	154	共用書庫	第1～第4書庫						
No	担当課等	部屋等(新庁舎)																												
154	共用倉庫	倉庫																												
No	担当課等	部屋等(新庁舎)																												
154	共用書庫	第1～第4書庫																												
要求水準書	57									別紙 57 選定事業者が廃棄する什器備品一覧	(一部変更)	(詳細は別紙 57 の黄色網掛け欄をご参照下さい)																		
要求水準書	58									別紙 58 市が移設予定の什器備品一覧	(一部変更)	(詳細は別紙 58 の黄色網掛け欄をご参照下さい)																		

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前		変更後							
様式集	5-3		5	3						様式集 5-3 1. 事前調査費 2. 設計費	<table border="1"> <tr> <td>1. 事前調査費</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2. 設計費</td> <td>—</td> </tr> </table>	1. 事前調査費	—	2. 設計費	—	<table border="1"> <tr> <td>1. 事前調査費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 設計費</td> <td></td> </tr> </table> <p>(「1. 事前調査費」及び「2. 設計費」の欄内の「—」は、全て削除。詳細は様式 5-3 の黄色網掛け欄をご参照ください)</p>	1. 事前調査費		2. 設計費	
1. 事前調査費	—																			
2. 設計費	—																			
1. 事前調査費																				
2. 設計費																				
事業契約書(案)		13	34	2						建設施設の建設工事に伴う近隣対策	…ただし、甲が設定した条件に直接起因するもので、乙が善管注意義務を尽くしても避けられなかったものについては甲が負担するものとする。	…ただし、甲が設定した条件に起因するもので、乙が善管注意義務を尽くしても避けられなかったものについては甲が負担するものとする。								
事業契約書(案)		39	118	1	(5)					乙の債務不履行等による解除	(5) 乙の責めに帰すべき事由により事業者が公会堂の指定管理者としての指定を取り消されたとき。	(5) 乙の責めに帰すべき事由により乙が公会堂の指定管理者としての指定を取り消されたとき。								
事業契約書(案)	1	47	2							別紙1 日程表 2. 業務の予定	<table border="1"> <tr> <td>(2)</td> <td>建設</td> <td>道路</td> </tr> </table> <p>(追加)</p>	(2)	建設	道路	<table border="1"> <tr> <td>(2)</td> <td>建設</td> <td>道路※</td> </tr> </table> <p>※ 道路第一期整備:市道瀬谷 229 号の新庁舎敷地の前面部分、市道瀬谷 299 号及び市道瀬谷 311 号の道路拡幅。 道路第二期整備:市道瀬谷 229 号の地下駐車場の前面部分の道路拡幅。</p>	(2)	建設	道路※		
(2)	建設	道路																		
(2)	建設	道路※																		
事業契約書(案)	6	58		4	(2)					支払停止	(2)支払停止(適用のある支払いに係る義務は、不可逆的に免責され、如何なる場合においても、将来的に復活することはないものとする。本書において同じ。)	(2)支払停止(適用のある支払いに係る義務は、市が指定する期限までに支払停止原因が是正されていることが確認されて市によって支払停止処分が解除されないかぎり、不可逆的に免責され、如何なる場合においても、将来的に復活することはないものとする。)								
事業契約書(案)	7	62		1	(1)					サービスの対価の構成	<table border="1"> <tr> <td>サービス対価</td> <td>時期</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料B2</td> <td>2回目 平成 26 年10月 1 日</td> </tr> </table>	サービス対価	時期	サービス購入料B2	2回目 平成 26 年10月 1 日	<table border="1"> <tr> <td>サービス対価</td> <td>時期</td> </tr> <tr> <td>サービス購入料B2</td> <td>2回目 平成 26 年4月 1 日</td> </tr> </table>	サービス対価	時期	サービス購入料B2	2回目 平成 26 年4月 1 日
サービス対価	時期																			
サービス購入料B2	2回目 平成 26 年10月 1 日																			
サービス対価	時期																			
サービス購入料B2	2回目 平成 26 年4月 1 日																			